

2. 施策の方向性

基本の柱Ⅰ DVを許さない社会づくり

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、男女間の格差から、社会において様々な困難を抱えやすい女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

一方、県民意識調査によれば、男性の6.3%にDV被害の経験があり、男性の場合も相談できずに一人で悩み、深刻な状況に置かれていることがあります。

このため、県民全体で、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、被害者自身がDVを受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられないことを防ぐため、被害者により届きやすい啓発に取り組む必要があります。県民一人ひとりがDVについて正しい認識を持つことで、DVの発生予防や被害者自身の早期相談につながるだけでなく、友人や家族を介した相談・通報、児童虐待の早期発見・早期対応、被害者の自立に対する職場や地域の理解や支援などにつながるものであることから、県では、幅広く関係機関と連携しながらDVを許さない社会づくりに向けた啓発に取り組んでいきます。

さらに、若年層におけるDV（交際相手からのDV、いわゆる「デートDV」を含む）、性暴力の被害も深刻化しており、誰をも被害者にも加害者にも傍観者にもしないため、DV（暴力）の問題について考える機会を積極的に提供、予防啓発に取り組むとともに、小さい頃からの人権尊重の精神の涵養のための教育の充実に取り組んでいきます。

重点取組事項

若年層に対するDV予防の啓発や教育の推進を図るため、教育関係機関と連携し、積極的に学校等へのリーフレットの配布、出前講座の実施等を行います。

指標

県民意識調査における「DV・デートDVの言葉の認知度」100%。

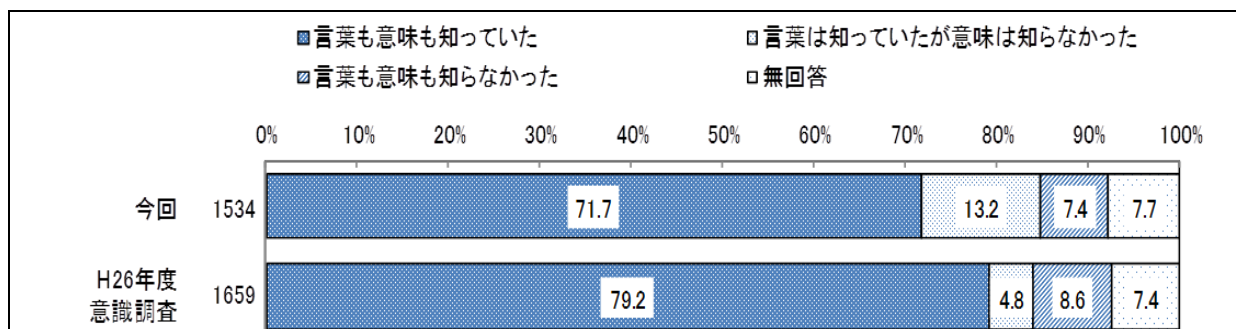
【施策の方向1】 DVを許さない県民意識の醸成

現状

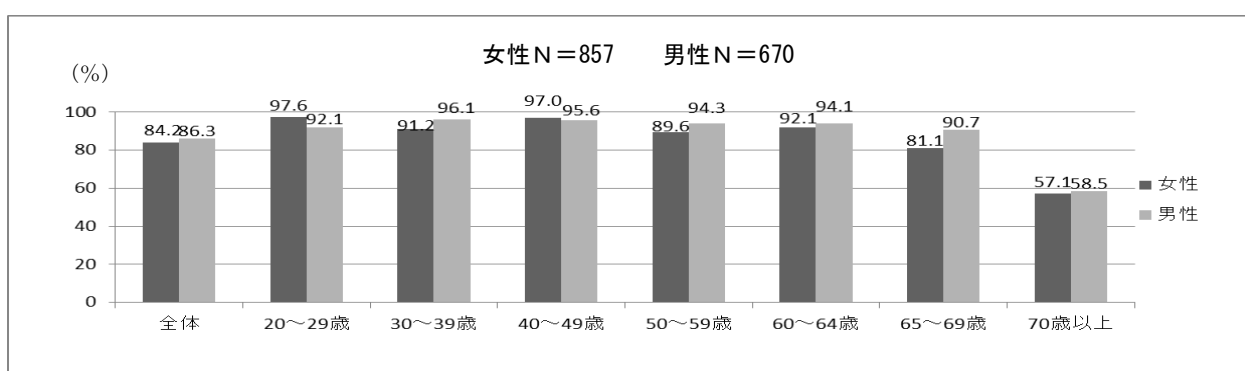
○県民意識調査による「DVの認知度」は、「言葉を知っていた」と回答した割合が84.9%となっており、前回調査の84.0%と同様高い認知度となっています。一方で「言葉も意味も知っていた」人の割合は、前回調査の79.2%から71.7%に減少しています。また、

「70歳以上」を除き、各年齢別及び性別には大きな差がなく認知されています。(図表1、図表2)

<図表1 DVの認知度>

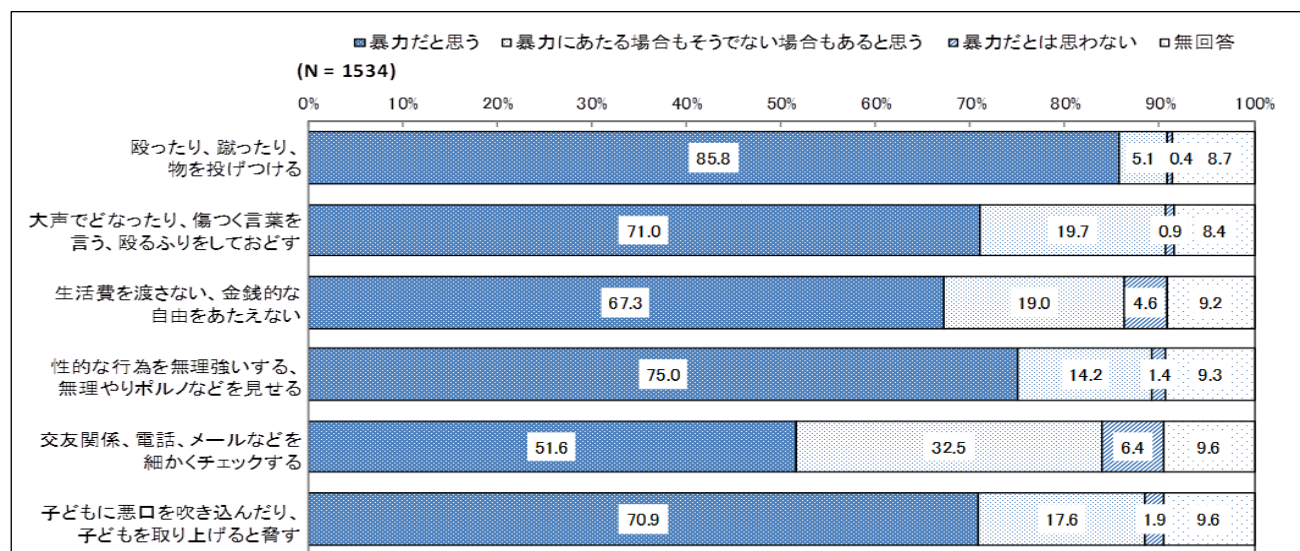


<図表2 性・年齢別 (DVの認知度) >



○県民意識調査による「DV (暴力) についての意識」は、いずれの行動も「暴力だと思う」が最も高くなっていますが、「殴ったり、蹴ったり、物を投げつける」などの『身体的暴力』をDVと認識する割合 (85.8%) と比較し、「大声でどなったり、傷つく言葉を言う」といった『精神的暴力』 (71.0%) や「生活費を渡さない、金銭的な自由をあたえない」といった『経済的暴力』 (67.3%) については、暴力だという認識が低くなる傾向が見られます。(図表3)

<図表3 DV (暴力) についての意識>



課題

- DV防止に向け、DVに『精神的暴力』や『経済的暴力』が含まれることや、DVが被害者や子どもに与える影響など、DVについての正しい認識が一層浸透するよう、新たな啓発手段を取り入れながら、これまで以上に積極的に予防啓発を実施していく必要があります。
- 特に、女性に対する暴力根絶には、男女間にある力の関係、優劣意識や所有意識、性別による固定的な役割分担意識等の誤った認識を改め、男女共同参画社会を実現する必要があります。
- 性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、DV被害の潜在化を防止する啓発に幅広く取り組む必要があります。

【今後の方策①】 DVに関する周知・啓発等の実施

- 市町村・関係機関・民間団体と連携しながら、広報誌やホームページ、マスメディア、SNS等を活用した啓発を強化するとともに、被害者の立場から手に取りやすいDV防止啓発用リーフレットの作成・配布等に取り組んでいきます。
- 県男女共同参画センター・チェリアを中心に男女共同参画社会づくりに向けた啓発に取り組んでいきます。

施策	担当課	取組み概要
DV防止啓発用リーフレットの作成・配布	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆DVの種類や繰り返される暴力の特徴、DVが被害者や子どもに与える影響等を説明したリーフレットを作成。 ◆各市町村、関係機関、コンビニエンスストア等にリーフレットを配布。 ◆被害者が持ち帰りやすい場所、女子トイレ等にリーフレットを設置。
女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）の実施	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆パープルリボンキャンペーンを展開。パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。 ◆市町村と連携し、パープルライトアップ、ご当地キャラによるパープルリボン着用等を実施。 ◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、県民を対象とした「DV防止講座」を実施。
男女共同参画週間（6月）の実施	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画社会づくりに向けた県民の意識を醸成。 ◆パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。

男女共同参画に関する講座等の実施	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、男女共同参画に関する知識と考え方を身に付ける講座「チェリア塾」等を開催。 ◆男女共同参画を推進する人材育成、そのネットワーク化を推進。
「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催	消費生活・地域安全課 県警察警務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆県とやまがた被害者支援センターとの共催による啓発イベントを開催。 ◆犯罪被害者を支える社会づくりに向けた県民の意識を醸成。

【今後の方策②】 高齢者・障がい者・外国人等へのDV予防啓発の推進

○高齢者に対するDVが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）の高齢者虐待に、障がい者に対するDVが、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の障がい者虐待に該当すること、また、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない）や男性等、国籍や性別に関係なくDV防止法の対象とされていることに留意し、幅広くDV被害の潜在化を防止する啓発に取り組みます。

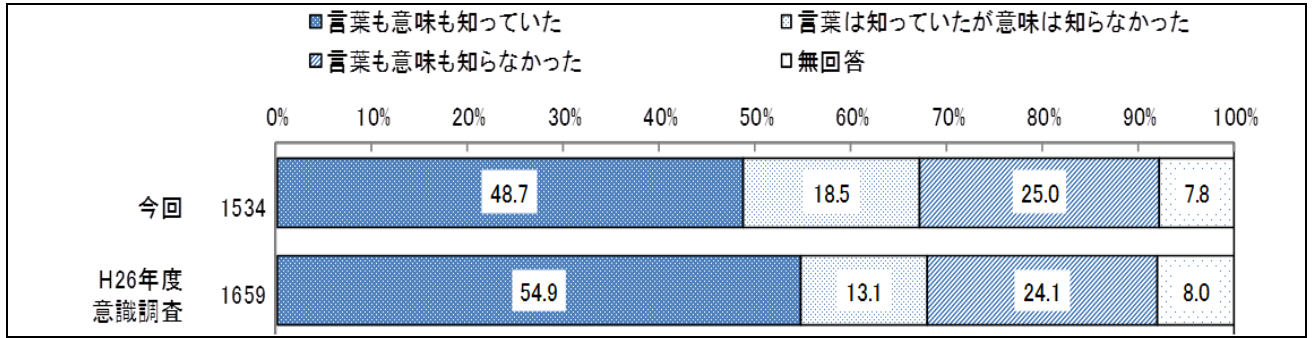
施策	担当課	取組み概要
DV防止啓発用リーフレットの作成・配布	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 国際人材活躍支援課	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村及び関係機関と連携し、高齢者や障がい者虐待に関する研修会等でリーフレットを配布。 ◆男性被害者が手に取りやすいリーフレットの作成を検討。 ◆外国人向けに各種リーフレットの多言語化を検討。
高齢者虐待の防止及びその対応に係る研修会の実施	長寿社会政策課	◆市町村及び地域包括支援センター職員を対象に虐待の防止及びその対応について研修を実施。
障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施	障がい福祉課	◆福祉サービス従事者に対し、家庭内でのDVも含めた虐待への気付きについて研修を実施。

【施策の方向2】 若年層に対するDV予防の啓発及び教育の推進 [重点項目]

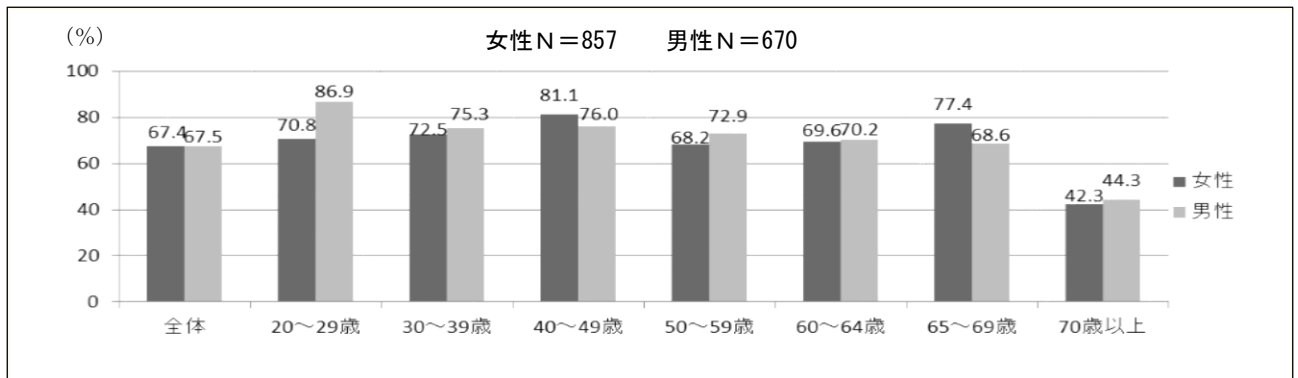
現状

○県民意識調査による「デートDVの認知度」は、「言葉を知っていた」と回答した割合が67.2%となっており、前回調査の68.0%と同様の水準となっています。一方で「言葉も意味も知っていた」人の割合は、前回調査の54.9%から48.7%に減少しています。また、女性は「40～49歳」が81.1%と最も高く、男性は「20～29歳」が86.9%と最も高く認知しています。（図表4、図表5）

<図表4 デートDVの認知度>

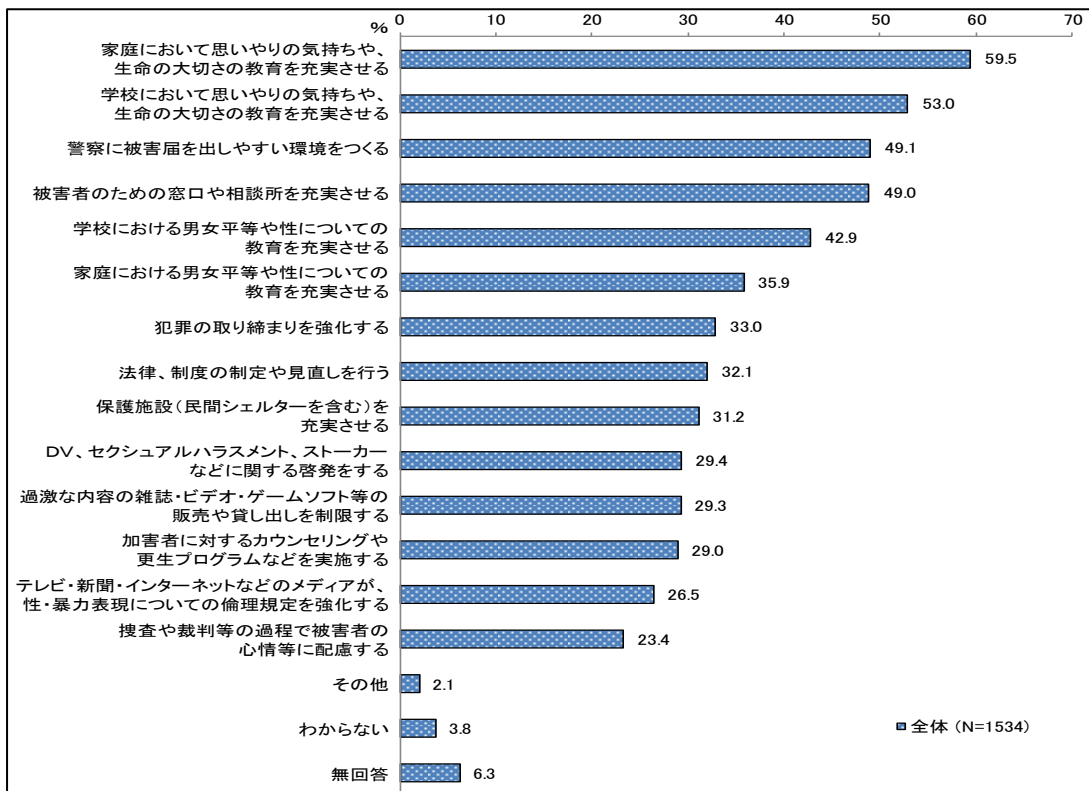


<図表5 性・年齢別（デートDVの認知度）>

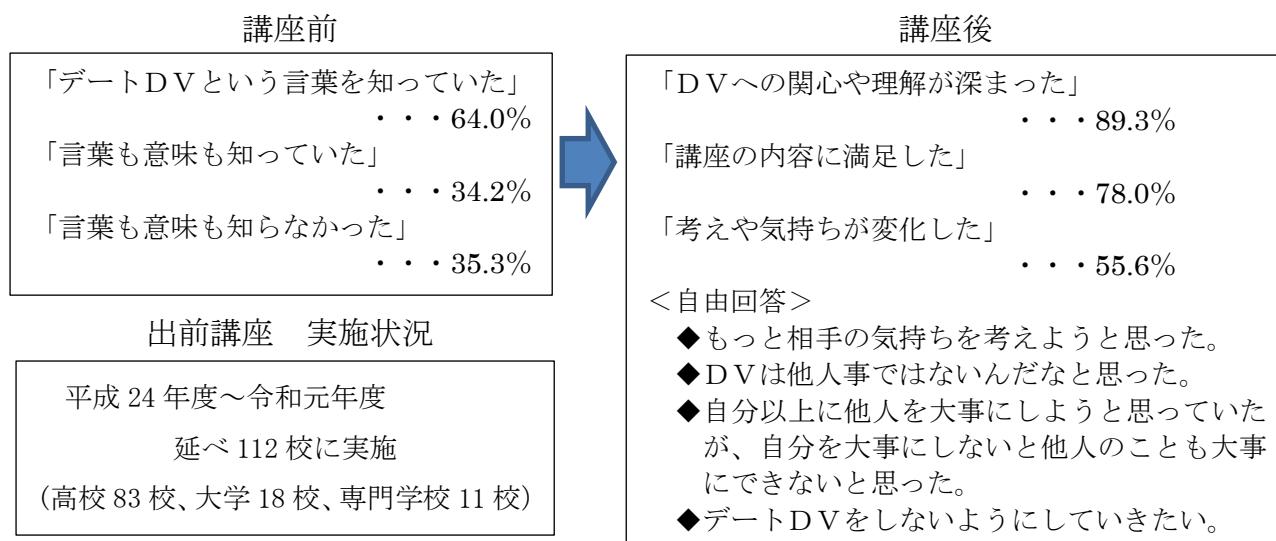


○県民意識調査による「DV等をなくすための対応について」は、「家庭において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育を充実させる」が 59.5%と最も高く、次いで「学校において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育を充実させる」が 53.0%となっています。（図表6）

<図表6 DV等をなくすための対応について>



○令和元年度デートDV防止出前講座の実施校（高等学校、大学、専門学校 13 校）において、講座の前後に参加学生へのアンケート調査(1,114 人が回答)を実施したところ、講座後の回答から、若年層への啓発は、DV防止に大きな効果があると考えられます。



課題

- 若年層におけるDV（デートDV）や性暴力の被害を防止するため、DV（デートDV）に関する正しい認識が一層浸透するよう、若年層にも届きやすい啓発に取り組んでいく必要があります。
- DV防止の観点からも、暴力を伴わない人間関係を構築できるよう、学校・家庭・地域において、子どもの発達段階に応じた、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育等を実施していく必要があります。

【今後の方策①】若年層における交際相手からの暴力（「デートDV」）防止のための啓発の推進（SNS等を活用した若年層への啓発）

○若年層に対し、DVやデートDVについて考える機会を幅広く提供するため、啓発用リーフレットの配布や出前講座の実施のほか、SNS等若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関や民間団体とも連携し、予防啓発を推進します。

施策	担当課	取組み概要
DV防止啓発用リーフレットの作成・配布	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆デートDVの内容を含んだ啓発用リーフレットを作成し、高等学校、大学等に配布。
SNS等を活用したデートDV防止啓発	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆フェイスブックやツイッター、インスタグラムを使い、ハッシュタグを活用するなど、若者に拡散してもらえる啓発を実施。
デートDV防止出前講座の実施	若者活躍・男女共同 参画課	◆高等学校、大学等の生徒・学生、教育機関関係者を対象に、暴力の実情や予防啓発などデートDVについての理解や知識を深める講座を実施。

養護教諭の研修におけるDV等研修の実施	スポーツ保健課	◆デートDVが疑われる児童生徒への対応を含んだ研修を実施。
---------------------	---------	-------------------------------

【今後の方策②】 子ども達を被害者にも加害者にも傍観者にもしない教育の充実

○教育機関と連携しながら、若年層に伝わりやすく、学校の授業（人権教育やいのちの大切さに関する教育等）に活用しやすいリーフレットの作成や啓発の手法を検討するとともに、将来、子ども達が被害者や加害者、傍観者にならないよう、低学年・幼児期からの教育及び啓発を充実します。

施策	担当課	取組み概要
県内全中学1年生に男女共同参画に関するリーフレットを作成・配布	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、県内全中学1年生を対象に、青少年期から男女共同参画意識を醸成するために作成したリーフレットを配布。
道徳教育地域支援事業及び人権教育研究指定校事業による「いのち」の教育	義務教育課	◆事業実施による、「いのち」の教育を推進。
「山形県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進によるDV未然防止	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 学事文書課	◆性による差別をしない視点を提示し、男女がお互いを尊重する意識を醸成。 ◆方針概要を踏まえた「学校教育指導の重点」を周知し、学校・家庭・地域の連携による人権教育の取組みを推進。
子どもの健康づくり連携事業において、「いのち・性に関する指導」で講演を実施	スポーツ保健課	◆小・中・高・特別支援学校に各校の健康課題に応じて専門医を派遣。 ◆「いのち・性に関する指導」で講演会を実施。
「命の大切さを学ぶ教室」を開催	県警察警務課	◆中学校、高等学校等において「命の大切さを学ぶ教室」を開催。 ◆参加者に事前事後学習用及び家庭学習用のテキスト「命の大切さを学ぶ教室」を配布。 ◆家庭や地域における命の教育推進のため、保護者や地域の方の参加を促す周知を実施。
非行防止教室等、少年非行防止活動を実施	県警察人身安全少年課	◆少年の規範意識の高揚を図るため、各学校において非行防止教室等を開催するほか、各種少年非行防止活動を実施。

【施策の方向3】 加害者対策の推進

現状

- 「DV防止法」第25条において、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めることとされています。また、政府においては、令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）附則第8条第2項において、DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について、令和4年6月を目途に検討を求められています。
- DVとアルコールや薬物等との関連性が指摘されており、それらへの嗜癖のみならず、加害者に暴力への依存がみられる場合もあると言われています。また、女性が加害者となる場合、妊娠、出産、育児、更年期障害などホルモンバランスの乱れの影響も考えられます。
- 県男女共同参画センター・チェリアでは、男性相談員による「男性ほっとライン」を設置し、男性が加害者とならないためにも、また、被害者となった場合にも、男性の立場に寄り添った相談支援を実施しています。

【男性ほっとライン相談件数（推移）】

年度	H27	H28	H29	H30	R元
件数	18	72	88	57	63

- 加害者プログラムについては、国において継続的に研究が行われていますが、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれなどもあります。
- 本県にはありませんが、全国的には加害者プログラムを実施する民間団体の活動が広がっています。

課題

- DV被害を根絶するためには、加害者自身が暴力から脱却することも重要ですが、その解決にあたっては、被害者の安全確保と新たな被害者を生み出さないことを優先に対策を講じる必要があります。
- 政府の調査研究の動向や、他県及び民間団体における取組み状況を踏まえながら、加害者の更生のための指導及び支援の在り方を研究・検討していく必要があります。

【今後の方策①】 加害者を生まないための予防啓発の推進

○被害者の安全を高める観点から、精神科医師や産科・婦人科医師など医療機関や専門機関・民間団体と連携し、アルコール及び薬物等依存症に関する相談・支援や男性専用の相談・支援について体制の充実を推進します。

施策	担当課	取組み概要
「男性ほっとライン」の設置	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、男性専用相談電話「男性ほっとライン」を設置し、男性相談員による相談を実施。
アルコールや薬物等依存症に関する相談・支援体制の整備	障がい福祉課	◆精神保健福祉センターにおいて、依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）に関する電話・面接相談を実施。 ◆精神保健福祉センターにおいて、アルコール家族ミーティングや依存症家族教室を開催。 ◆県が選定した依存症専門医療機関と連携し、依存症患者の治療と回復支援に関する検討と実践を実施。
医療機関と連携した加害者対策の推進	子ども家庭課	◆産科・婦人科や医療相談室のある病院等に啓発用リーフレットを配布。 ◆医師会等が参加メンバーとなるDV被害者支援機関連絡会議等を通じて、加害者支援に関する情報共有など連携を強化。

【今後の方策②】 加害者更生のための調査・研究

○被害者の安全確保を最優先に考えた加害者対策を実現するため、引き続き、政府の調査研究の動向、他県及び民間団体における取組み状況について情報収集に努めます。

施策	担当課	取組み概要
政府の調査研究の動向等の情報収集	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆加害者プログラムの取組み等について、政府における調査研究の動向を注視するとともに、他県及び民間団体の取組み状況を調査研究。